

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会
令和8年度 地域福祉推進 継続・発展事業 実施要綱

1. 目的

地区圏域にて、住民主体で地域福祉活動を取り組まれ、地域福祉推進モデル事業の指定期間終了後において、地域住民と南丹市社会福祉協議会（以下：本会）が協働で、当該地域における地域福祉活動推進組織を基盤にし、継続性のある支え合いの活動を展開されることを目的とする。

2. 対象団体

住民主体で地域福祉活動に取り組み、地域福祉推進モデル指定期間を終了後も継続的に支え合いの活動を展開される、次の団体とする。

(1) 地域福祉推進協議会

(2) その他、本会会長が認めた団体

※ただし、次のような団体は対象としない。

政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体／暴力団又は暴力団員などが関与している団体／営利を主たる目的とする団体／団体として実態のないもの

3. 本事業利用の条件

- ① 住民主体で取り組む意思があること。
- ② ふれあい委員、民生児童委員、地区役員等の合意と参加が得られること。
- ③ モデル指定期間後も活動基盤が維持され、策定済みの地区住民福祉活動計画に基づく活動を開始または継続していること、あるいは計画策定の明確な意思があること。

4. 取組内容

現行の南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画に掲げる主な取組を参考に、地域の実情に沿って、住民の参加と協力により、社協と協働して考え、実践されるもの。

(そのために、以下の内容に取り組む。)

- ① 地域福祉の活動基盤（組織、拠点、人材）づくりに取り組む。（※必須）
- ② 地区福祉活動計画の策定、ならびに評価、改定に取り組む。（※必須）
- ③ 住民の声を聴き、生活課題・地域課題の把握に取り組む。
- ④ 定期的に関係者の情報共有や連携・協働の場を設ける。
- ⑤ 相談・支援機関等との連携・協働関係を作る。
- ⑥ 地域福祉活動に必要な資金づくりに取り組む。

5. 助成

活動に必要な経費について、社協会費を財源にして助成する。

(1) 助成期間

策定した地区住民福祉活動計画の計画期間中、年度ごとに申請できるものとする。

(モデル期間中に未策定の場合は、策定に要する期間を2ヶ年とし、その期間中、年度ごとに申請できるものとする。)

(2) 助成金の金額

単年度ごとに、10万円を上限として助成する。

(ただし、本事業の予算の範囲内とする。)

(3) 助成金の使い方

(i) 申請書ならびに地区住民福祉活動計画の目標や地域の福祉課題、取り組みたい内容をもとに、助成金の使い方について決める。

(ii) 前述「4. 取組内容」に掲げる取組によって、地域福祉活動が将来にわたり自立的に継続されるよう基盤をつくることを意識して、事業・活動を計画し、助成金を活用する。

(iii) 飲食費に偏った使い方や、直接活動に関係ない備品の購入は助成の対象外とする。

6. 活動報告

年度ごとに、本会が定めた所定の様式を使用して活動状況を報告する。

収支決算書には、領収書(原本)等を添付する。

報告にあたっては、年間の活動が終了次第、速やかに提出をする。

活動した取組の発表や情報提供に協力をする。

7. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。